

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月12日

【四半期会計期間】 第21期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 株式会社ゼネラル・オイスター

【英訳名】 General Oyster, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 秀則

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

【電話番号】 03-6667-6606 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 執行役員 本部長 芝田 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

【電話番号】 03-6667-6606 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 執行役員 本部長 芝田 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第3四半期 連結累計期間	第21期 第3四半期 連結累計期間	第20期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	2,783,770	1,778,798	3,579,252
経常損失 () (千円)	84,275	266,371	157,131
親会社株主に帰属する四半期(当期)純 損失 () (千円)	59,565	188,081	106,971
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	80,011	199,147	142,255
純資産額 (千円)	302,824	191,148	272,416
総資産額 (千円)	1,790,512	1,957,530	1,565,850
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	21.58	64.89	38.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	13.0	7.6	13.9

回次	第20期 第3四半期 連結会計期間	第21期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	19.38	12.97

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関連会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当第3四半期連結累計期間においても営業損失258,795千円、経常損失266,371千円、親会社株主に帰属する四半期純損失188,081千円を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該重要事象等を解消し、改善するための対応方法を、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響により停滞していた経済活動は徐々に再開しつつありましたが、第3波による影響が厳しくなっており、依然として収束の見通しが立たず、予断を許さない状況が続いております。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や営業時間短縮要請が断続的に発生しており、厳しい経営環境が継続しております。2020年の夏から秋にかけて、国内外の経済活動に一部回復の兆しも見られましたが、11月中旬以降、国内の感染者数が大幅に増加しており、更に厳しい経営環境になりつつある状況です。

このような状況の中、当社グループにおきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受けております。11月中旬以降、新型コロナウイルスの国内感染者数が大幅な増加に転じ、政府・自治体が営業時間短縮等の要請を行ったこと等により、店舗事業の集客に大きな影響を受けております。

こうした環境のもと、当社グループでは、ランチタイムの食べ放題開始等による販促強化、テイクアウト取扱い開始及びECサイト（E-オイスター）を通じた一般消費者への販売開始により、コロナ禍の状況でも売上を確保すべく努めてまいりました。また、損失を最小限に留められるよう、店舗アルバイトのシフト見直しによる人件費削減、家賃の減免交渉等、新型コロナウイルス感染症支援策関連の補助金・助成金の活用等、あらゆる手段を通じて支出削減をしております。

一方、資金面においては、業績低迷が長期化するリスクに備え、安定的なグループ経営に資するよう、充分な手元流動性を確保すべく銀行からの借入等を実施しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,778,798千円（前年同期比36.1%減）、営業損失258,795千円（前年同期は営業損失77,492千円）、経常損失266,371千円（前年同期は経常損失84,275千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失188,081千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失59,565千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。以下の売上高の数値はセグメント間の取引消去前となっております。報告セグメントと事業の内容の関係性は次のとおりです。

「店舗事業」は、店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。

「卸売事業」は、卸売事業から構成されます。

「浄化・物流事業」は、富山入善ヴィレッジ事業の浄化・物流事業から構成されます。

「その他」は、種苗及び陸上養殖事業、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業、ECサイト事業から構成されます。

店舗事業

店舗事業では、東京を中心に全国で牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）26店舗を展開しています。当第3四半期連結累計期間においては、新規出店及び閉店がともになかったものの、2019年7月下旬に「レカイエオイスターJR博多シティ」（福岡市博多区）をリニューアルオープンしたことにより、2020年7月までの店舗数は前年同月比で1店舗の増加となっております。一方、業績につきましては、4月の緊急事態宣言発出により、休業等を余儀なくされたことに加え、その後も新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間短縮の要請が断続的に発生しており、大幅な減収減益となりました。

以上の結果、店舗事業における売上高1,630,877千円（前年同期比35.9%減）、セグメント利益3,352千円（前年同期比98.7%減）となりました。

卸売事業

卸売事業では、グループ外の飲食店舗などに牡蠣を卸売販売しています。業績につきましては、販売先の飲食店が、新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間短縮の要請が断続的に発生しており、大幅な減収減益となりました。

以上の結果、卸売事業における売上高138,797千円（前年同期比35.9%減）、セグメント利益42,860千円（前年同期比52.0%減）となりました。

浄化・物流事業

浄化・物流事業では、牡蠣を各産地から富山県入善町の浄化センターに入荷し、自社店舗及び卸売先への出荷を行っております。また牡蠣の入荷時及び出荷時の衛生検査も実施しており、牡蠣の安全性確保、店舗及び卸売先への安定供給を支え、当社グループの安全・安心を担保する事業となっております。また、当社グループにおけるコストセンターの位置づけであり、費用を予算によりコントロールするマネジメントを行っております。

当第3四半期連結累計期間においては、店舗事業及び卸売事業への供給が減少したことに加え、2020年4月から5月にかけて、営業日数を減少させたことにより、費用を削減することができました。

以上の結果、浄化・物流事業における売上高385,608千円（前年同期比17.1%減）、セグメント損失79,773千円（前年同期はセグメント損失162,278千円）となりました。

その他

その他には、従前からの加工事業や養殖事業に加え、ECサイト事業などが含まれます。当第3四半期連結累計期間においては、加工製品を自社店舗に出荷したことから売上が計上されていることに加え、2020年8月に開始したECサイトを通じた販売事業の売上も計上されております。また、加工工場の事業については、積極的に付加価値の高いオリジナル加工品の開発・商品化を行っているほか、店舗事業の効率化のためのセントラルキッチン機能の役割を担っています。一方、陸上養殖は未だに研究段階であり、費用計上のみとなっております。

以上の結果、その他の事業における売上高58,431千円（前年同期比65.3%減）、セグメント損失89,506千円（前年同期はセグメント損失146,564千円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は1,957,530千円となり、前連結会計年度末と比較して391,680千円の増加となりました。これは主として、現金及び預金が376,587千円増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における負債は1,766,381千円となり、前連結会計年度末と比較して472,947千円の増加となりました。これは主として、長期借入金が520,425千円増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は191,148千円となり、前連結会計年度末と比較して81,267千円の減少となりました。これは主として、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により、利益剰余金が188,081千円減少したこと、新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金の合計が118,580千円増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、32,062千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析及び改善するための対応方法

当社グループは、前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当第3四半期連結累計期間においても営業損失258,795千円、経常損失266,371千円、親会社株主に帰属する四半期純損失188,081千円を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による政府の緊急事態宣言が再び2021年1月7日に発出され、一部店舗で時短営業又は休業を実施しております。今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社グループは以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

事業について

・店舗事業

販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的な見直し等の施策、及び予約システムの強化で、予約件数をはじめ、客数及び客単価の増加による更なる売上の増加に努めます。

またコスト高になりつつある現状を鑑みて、牡蠣の自社グループ生産や原材料仕入方法の見直しによる原価低減及びアルバイトシフト管理徹底による人件費抑制、その他経費削減にも努めてまいります。

・卸売事業

国内販売に関しては、営業力を強化し、取引先の開拓に努め取引顧客数を更に増加させていきます。また、アジア展開に関しては、取引量を拡大させるべく様々な販路拡大に努め、収益力向上を目指します。

・浄化・物流事業

富山県の浄化センターの、業務の改善、効率化を引き続き行い、費用削減を行ってまいります。

・その他

沖縄の陸上養殖は、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。

岩手の加工工場の事業につきましては、コロナ禍による事業の影響を踏まえ、キャッシュアウト削減の観点から、一部稼働休止や時間短縮など機動的な稼働へ転換してまいります。

また、牡蠣の販売チャネルを拡大させるべく、2020年8月より、ECサイト（E-オイスター）を通じた一般消費者への販売を開始しました。今後は、SNSを通じたマーケティングを強化し、売上拡大に努めて参ります。

財務基盤の安定化

当第3四半期連結累計期間において、長期借入金577,000千円及び新株予約権の行使により117,880千円の資金調達を実施致しました。

今後は、営業損益の改善に努めるとともに、一年内返済予定の長期借入金の削減を図るべく、引き続き長期安定資金の調達に向けて取り組んでまいります。

しかし、これらの対応策の効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておりません。また、今後国内の経済状況及び消費活動が徐々に回復し、翌連結会計年度より、概ね例年通りの営業活動を実施できる前提で資金繰りを計画しておりますが、この前提と異なる状況となった場合には、当社グループの資金繰りに重大な支障をきたす可能性があります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに契約した経営上の重要な契約等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年1月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,982,200	2,982,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,982,200	2,982,200		

(注) 提出日現在発行数には、2021年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下の通り、行使されました。

第8回新株予約権

	第3四半期会計期間 (2020年10月1日から2020年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	500
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	50,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	842
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(円)	42,100,000
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	1,400
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	140,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	842
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)	117,880,000

(注) 2020年6月3日開催の取締役会において、第8回新株予約権の行使価額を842円(修正前行使価額 1,094円)に修正することを決定し、2020年6月4日より、行使価額を修正しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	50,000	2,982,200	21,175	867,671	21,175	916,681

(注) 第8回新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,931,300	29,313	
単元未満株式	普通株式 800		
発行済株式総数	2,932,200		
総株主の議決権		29,313	

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 ゼネラル・オイスター	東京都中央区日本橋茅場 町二丁目13番13号	100	-	100	0.00
計		100	-	100	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東邦監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	123,626	500,213
売掛金	111,116	202,229
原材料	94,346	51,845
その他	18,596	28,876
流動資産合計	347,685	783,164
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	802,504	775,896
その他(純額)	186,686	172,897
有形固定資産合計	989,190	948,794
無形固定資産		
その他	1,912	478
無形固定資産合計	1,912	478
投資その他の資産		
敷金及び保証金	226,559	225,093
その他	502	-
投資その他の資産合計	227,061	225,093
固定資産合計	1,218,164	1,174,365
資産合計	1,565,850	1,957,530
負債の部		
流動負債		
買掛金	100,989	110,737
1年内償還予定の社債	-	10,611
1年内返済予定の長期借入金	349,739	380,855
未払法人税等	10,128	10,633
ポイント引当金	28,743	27,553
株主優待引当金	22,876	27,808
その他	266,339	193,647
流動負債合計	778,816	761,848
固定負債		
社債	10,611	-
長期借入金	56,575	577,000
繰延税金負債	242,720	235,265
資産除去債務	197,932	192,267
その他	6,776	-
固定負債合計	514,617	1,004,532
負債合計	1,293,433	1,766,381
純資産の部		
株主資本		
資本金	808,381	867,671
資本剰余金	877,438	936,728
利益剰余金	1,467,817	1,655,899
自己株式	114	114
株主資本合計	217,887	148,385
新株予約権	11,515	10,815
非支配株主持分	43,013	31,947
純資産合計	272,416	191,148
負債純資産合計	1,565,850	1,957,530

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高	1 2,783,770	1 1,778,798
売上原価	958,626	642,624
売上総利益	1,825,144	1,136,174
販売費及び一般管理費	1,902,636	1,394,970
営業損失()	77,492	258,795
営業外収益		
受取利息	1	1
受取協賛金	8,250	3,000
その他	45	722
営業外収益合計	8,297	3,724
営業外費用		
支払利息	10,048	11,230
社債利息	52	70
社債発行費	4,980	-
営業外費用合計	15,080	11,300
経常損失()	84,275	266,371
特別利益		
補助金収入	-	2 65,190
特別利益合計	-	65,190
税金等調整前四半期純損失()	84,275	201,180
法人税等	4,263	2,033
四半期純損失()	80,011	199,147
非支配株主に帰属する四半期純損失()	20,446	11,065
親会社株主に帰属する四半期純損失()	59,565	188,081

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純損失()	80,011	199,147
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	80,011	199,147
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	59,565	188,081
非支配株主に係る四半期包括利益	20,446	11,065

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当第3四半期連結累計期間においても営業損失258,795千円、経常損失266,371千円、親会社株主に帰属する四半期純損失188,081千円を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が再び2021年1月7日に発令され、時短営業又は休業を実施しております。今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社グループは以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

事業について

・店舗事業

販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的な見直し等の施策、及び予約システムの強化で、予約件数をはじめ、客数及び客単価の増加による更なる売上の増加に努めます。

またコスト高になりつつある現状を鑑みて、牡蠣の自社グループ生産や原材料仕入方法の見直しによる原価低減及びアルバイトシフト管理徹底による人件費抑制、その他経費削減にも努めてまいります。

・卸売事業

国内販売に関しては、営業力を強化し、取引先の開拓に努め取引顧客数を更に増加させていきます。また、アジア展開に関しては、取引量を拡大させるべく様々な販路拡大に努め、収益力向上を目指します。

・浄化・物流事業

富山県の浄化センターの、業務の改善、効率化を引き続き行い、費用削減を行ってまいります。

・その他

沖縄の陸上養殖は、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。

岩手の加工工場の事業につきましては、コロナ禍による事業の影響を踏まえ、キャッシュアウト削減の観点から、一部稼働休止や時間短縮など機動的な稼働へ転換して参ります。

また、牡蠣の販売チャネルを拡大させるべく、2020年8月より、ECサイト(E-オイスター)を通じた一般消費者への販売を開始しました。今後は、SNSを通じたマーケティングを強化し、売上拡大に努めて参ります。

財務基盤の安定化

当第3四半期連結累計期間において、長期借入金577,000千円及び新株予約権の行使により117,880千円の資金調達を実施致しました。

今後は、営業損益の改善に努めるとともに、一年内返済予定の長期借入金の削減を図るべく、引き続き長期安定資金の調達に向けて取り組んでまいります。

しかし、これらの対応策の効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておりません。また、今後国内の経済状況及び消費活動が徐々に回復し、翌連結会計年度より、概ね例年通りの営業活動を実施できる前提で資金繰りを計画しておりますが、この前提と異なる状況となった場合には、当社グループの資金繰りに重大な支障をきたす可能性があります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。当社グループは、従来2021年3月期の半ばより、概ね例年通りの営業活動を実施できるとの仮定を置いておりましたが、収束時期が未だ不透明な状況にあることから、感染拡大の影響は少なくとも当連結会計年度末に渡り続くとの仮定に変更し、会計上の見積りを行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 売上高の季節変動理由

当社グループは、主に牡蠣を主食材とする店舗事業及び卸売事業を展開しており、食材に対する消費者の認識上、冬場である11月から3月に売上が偏重する傾向にあるため、通常第1及び第2四半期連結会計期間の売上高は、第3及び第4四半期連結会計期間と比較して、減少傾向にあります。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言による時短営業又は休業により、当第3四半期連結会計期間の業績に影響が生じております。

2 補助金収入

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置の適用を受けた雇用調整助成金等を補助金収入として特別利益に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	60,206千円	55,749千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

- 1 配当金支払額
該当事項はありません。
- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

- 1 配当金支払額
該当事項はありません。
- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。
- 3 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、新株予約権の行使に伴い新株式140,000株の発行を行いました。

この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ59,290千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が867,671千円、資本剰余金が936,728千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額(注) 3
	店舗事業	卸売事業	浄化・ 物流事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	2,543,760	216,690	1,755	2,762,206	21,564	2,783,770		2,783,770
セグメント間 の内部売上高 又は振替高			463,429	463,429	147,012	610,441	610,441	
計	2,543,760	216,690	465,185	3,225,635	168,576	3,394,212	610,441	2,783,770
セグメント利益 又は損失()	267,756	89,206	162,278	194,684	146,564	48,119	125,611	77,492

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「種苗及び海面養殖事業」、「陸上養殖事業」及び「加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業」を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 125,611千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額(注) 3
	店舗事業	卸売事業	浄化・ 物流事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	1,630,877	138,797	482	1,770,157	8,641	1,778,798		1,778,798
セグメント間 の内部売上高 又は振替高			385,125	385,125	49,790	434,915	434,915	
計	1,630,877	138,797	385,608	2,155,283	58,431	2,213,714	434,915	1,778,798
セグメント利益 又は損失()	3,352	42,860	79,773	33,560	89,506	123,066	135,729	258,795

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「種苗及び海面養殖事業」、「陸上養殖事業」、「加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業」及び「ECサイト事業」を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 135,729千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	21円58銭	64円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	59,565	188,081
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額 ()(千円)	59,565	188,081
普通株式の期中平均株式数(株)	2,759,636	2,898,354
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第8回新株予約権の行使による増資)

2021年1月1日から2021年2月12日までの間に、第8回新株予約権の一部の権利行使が行われました。当該新株予約権の権利行使の概要は次の通りです。

(1)発行した株式の種類及び株式数	普通株式 20,000株
(2)行使新株予約権個数	200個
(3)行使価額総額	16,840千円
(4)増加した資本金の額	8,470千円
(5)増加した資本剰余金の額	8,470千円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社ゼネラル・オイスター
取締役会 御中

東邦監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎 英城
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸 宏明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネラル・オイスターの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスター及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当第3四半期連結累計期間においても営業損失258,795千円、経常損失266,371千円、親会社株主に帰属する四半期純損失188,081千円を計上している。また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が再び2021年1月7日に発令され、時短営業又は休業を実施している。今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年1月1日から2021年2月12日までの間に、第8回新株予約権の一部について権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが

適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。